

# 五所川原市のなりたちと地名

## 第一節 五所川原のなりたち

### 一 縄文時代の五所川原

#### 縄文海進と古十三湖

今からおおよそ一万五〇〇〇年前の縄文時代草創期以降、気候の温暖化が進み、特に早期から前期にかけては気温が現在よりも暖かく年平均で二度ほど高く、海面は二〜五mほど上昇したとされています。

この時期、当地域では今よりも内陸深くまで湖水が浸入し、十三湖は今よりずっと広がっていました。その南限は現在の五所川原市街地の辺りから、おおよそ五能線に沿った範囲まで内湾の「古十三湖」が達していました。縄文時代のこうした現象を「縄文海進」と呼んでいます。この海進の状況、海岸線の範囲を示すのが貝塚の分布です。当地域の貝塚には、オセドウ貝塚（五所川原市相内）、深郷田遺跡（中泊町中里）、田小屋野貝塚（つがる市木造）、石神遺跡（つがる市森田）などが知られ、津軽平野を囲む台地縁部に集中しています。これらの貝塚は今から六〇〇〇〜五〇〇〇年ほど前の縄文時代前期に作られています。主にヤマトシジミなど、海水と

淡水が混じったいわゆる汽水産の貝で構成されているのが特徴です。つまり、津軽地域に貝塚が作られた縄文時代前期には、貝塚の周辺に汽水域（古十三湖）が広がっていたことを示しています。このように人々が暮らす環境が現代と大きく異なっていました。

その後、縄文時代後・晩期になると、複数回の寒冷期があったとされ、冷涼で湿潤化した気候であったと考えられています。これ以降、海面の低下（海退）や岩木川による土砂の堆積によって、古十三湖が序々に縮小し、現在と余り変わらない地形となっていきました。

縄文晩期の東北地方北部は亀ヶ岡文化と呼ばれ、優れた造形の土器、土偶・石棒などの祭祀具、勾玉・丸玉・耳飾りなどの装身具など高度な文化が生まれています。この時期、当市では観音林遺跡・千苺（一）遺跡・五月女蒨遺跡など、亀ヶ岡文化を代表する遺跡が知られています。（五所川原市一九九八・青森県二〇一三）

### 二 古代の五所川原

#### 1 五所川原須恵器の生産と流通

当地域の目覚ましい発展は、本州最北とされる五所川原須恵器窯の生産が開始される平安時代中期以降になります。これまでの発掘調査の成果によって、津軽地域で古代の遺跡数（集落跡）が増加する九世紀後半以降に、五所川原市域において須恵器生産が行われていたことが明らかとなっています。五所川原市の南東部、前田野目

川流域の丘陵先端部に須恵器窯が分布しています。

年代を追って見ていくと、最も古い九世紀後半に須恵器生産が始まったのは、高野地区と考えられています。その後、九世紀末～一〇世紀初めには持子沢地区で須恵器生産が盛んになります。さらに一〇世紀前半から中頃になると、次第に燃料となる薪の供給の不足によって、前田野目川上流の前田野目地区へと生産拠点を移し、一世紀には生産が中止することになりました。生産された主な器種には、坏・皿の食膳具、鉢・長頸壺・広口壺・中甕・大甕の貯蔵具がありますが、食膳具中心から貯蔵具中心へと時代が降るにしたがって、生産体制が変化していきました。

五所川原産須恵器が出土した遺跡をみると、操業当初は五所川原市周辺の津軽平野及び陸奥湾周辺など窯跡周辺を中心に流通していますが、後半になると、南は秋田県鹿角市・大館市、岩手県久慈市を結ぶ北緯四〇度ライン、北は北海道道央部及び道南を中心とする北海道全域に五所川原産須恵器が分布していることから、青森県だけでなく、北海道にまで供給することを目的に生産された特異な窯跡であったことが分かります。

五所川原産須恵器の生産と流通は、律令国家の支配が及ばない北方社会の交易を考える上で極めて重要な意味を持っているのです(青森県二〇〇五)。

## 2 十三盛遺跡と津軽平野の開拓

五所川原市街から北方二kmの岩木川右岸に位置し、岩木川と十川

に挟まれた標高六mほどの水田地帯で十三盛遺跡は発見されています。発掘調査によって、津軽平野の低地部にすでに古代から大規模な集落が営まれていたことが判明しています。

遺跡名である「十三盛」はかつて円墳状の盛土があったとされる名称に由来しており、本来は河川沿いの自然堤防や微高地上にあったものと思われます。年代は平安時代後期の一〇世紀後半から一世紀代です。集落の周囲を大溝で区画しており、内部には外周溝を伴う建物跡が整然と配置された計画性の高い集落で、最大時には少なくとも東西三六〇mにも及ぶ大規模な集落であったことが判明しています。また、建物の重複も多く、集落の存続期間も比較的長かったと考えられています。

出土遺物で特筆すべきは、多量に出土した木製品です。木製品には農具・工具・漁労具・紡錘具・繊維処理具・食器具・容器などの日常生活品が多量に出土しています。また、檜扇や人形・形代・齋串などの律令祭祀具も出土しており、律令国家の支配が及ばない当地域で、どのような性格をもった集落だったのか、或いは社会を形成していたのか非常に興味深い遺跡です。

さらに、遺跡の古環境復元の研究も行われています。それによれば、遺跡(集落)が形成される以前は低湿環境にあったものが、遺跡の基盤をなす土砂が堆積したことで周辺が陸地化し、集落を営む環境が整っていったようです。こうした同時期の遺跡として、つがる市石上神社遺跡・久米川遺跡・松枝遺跡・懸川遺跡が知られており、岩木川左岸の自然堤防上あるいは微高地上にあります。

このように平安時代後期には、津軽平野の低地に古代集落が数多く形成され、さまざまな生産活動（水田耕作・植物栽培・内水面漁業・鉄生産）が行われていたことが判明しています（青森県教育委員会二〇一三）。

### 三 中世の五所川原

#### 下ノ切通と中世城館

岩木川河口に位置する十三湊（五所川原市十三）と津軽平野内陸部に通じるルートには、水路と陸路があります。水路は言うまでもなく岩木川であり、大正時代までは内陸部に物資を運搬する主要な交通手段として岩木川舟運がありました。十三湊から岩木川を遡った中流域には、十三湊を支配した安藤氏との関係が深い三世寺（弘前市）や藤崎（藤崎町）があり、川湊としても栄えています。

三世寺は安藤氏が信仰した寺院跡があり、藤崎には安藤氏が拠点とした藤崎城跡が存在するなど、一帯は津軽平野内陸部の安藤氏の活動拠点でもあったのです。

このように、中世には十三湊と津軽平野内陸部を結ぶ岩木川水系の水運は活発に展開しており、安藤氏が岩木川水運に大きな役割を果たしていたものと考えられます。

一方で、藤崎から十三湊へ通じる陸路には、江戸時代初めにはすでに「下ノ切通」と呼ばれた街道が利用されていました。下ノ切通は津軽半島の脊梁である津軽山地の西端、台地縁辺部に沿って南北

に伸びています。現在の国道三三九号と一部で重なりながら、藤崎（原子）飯詰（金木）中里を経て、十三湖北岸の相内、さらには小泊へと通じていました。この下ノ切通の道筋には、五所川原市街地から南東8kmにある原子城跡、北東5kmにある飯詰城跡などの中世城館が知られています。

これらの城館は下ノ切通の道筋を抑えつつ、陸奥湾に抜ける陸路が交差する陸上交通の要衝に位置しており、領域支配の拠点として発展していました。

このように中世の五所川原は、市街地からみて東方の梵珠山丘陵の西端部、下ノ切通沿いの城館を中心とした地域において、集落が形成されていたものと考えられます（榊原二〇〇四）。

### 四 津軽郡中名字と地名

天文年間（一五三二～五四）浪岡北畠の手になるといわれる「津軽郡中名字」は津軽最古の村名帳として有名です。一六世紀半ばの津軽地方の地名研究に欠かせない史料となっています。本書は北畠家が叙爵に関連して中央の山科家に提出したものと考えられています。津軽を奥法郡、馬郡、江流末郡、平賀郡、田舎郡、鼻和郡の六郡と東卒都浜、北浜に分けて二四三カ村の村名を記録しています。

村名の表記が変わっているのが現在と比定しがたい村名もあり、また実在が確実な村名が欠けていたりしています。原本は伝わらず、筆写を重ねるうちに加筆、増補、潤色され歴史的事実にそぐわない

記事なども見られません。特に奥法郡、馬郡、江流末郡の三郡は中世史料に所見がないなど、その存在が疑問視されています。

「津軽郡中名字」に記された市内の村々は次の八カ村です。

奥法郡	圓澤 <small>まりのさわ</small>	原子 <small>はらこ</small>	飯積 <small>いづめ</small>	小田川 <small>おだがわ</small>	忌来市 <small>きらいち</small>
江流末郡	十三湊 <small>とせのみなと</small>	鮎内川 <small>あゆうちがわ</small>	誘松 <small>いさまつ</small>		

## 五 新田開発と地名

### 1 弘前藩の新田開発

弘前藩の新田開発は、主として津軽平野と青森平野で展開されました。開発の時期は、一般に次の四期に分けられています。

- ・第一期 開発奨励期（初代藩主為信（三代信義））
  - ・第二期 積極的推進期（四代信政）
  - ・第三期 開発休止期（五代信寿（七代信寧））
  - ・第四期 廃田復興期・小新田開発期（八代信明（一二代承昭））
- 第一期の開発奨励期には、武士でも百姓でもその身分を問わず、自力（開発資金を自己負担）で開発した場合、開発した田畑からは三（五年間）は年貢を免除すること、百姓で実績を上げたものは藩士に取り立てるなどの特典を約束したので年々開発が進展しました。こうした藩の奨励策にしたがった開発は小知行派立と名づけられており、弘前藩独特の開発だといわれています。

弘前藩では、近世初頭から、津軽平野中部から北部にかけて積極的に新田開発を進めました。その開発の担い手である百姓や下級藩

士の小知行による小規模な新田開発（三〇〇〜五〇〇石程度）を小知行派立と、藩の蔵入地（藩の直轄地）を耕作する御蔵百姓が新田開発する御蔵派立の二種類がありました。

しかし、小知行派立や御蔵派立は、用排水と居住条件のよい地域を中心に行われる個人的な開発なので、条件の悪い地域は取り残されました。平野の全面的な開発を進めるために、次第に小知行派立や御蔵派立から藩営新田へと移行しました。

第二期の四代藩主信政のときに藩の直営開発を積極的に進めました。五所川原新田を始め、いわゆる三新田（広須新田、金木新田、俵元新田）の大規模開発が行われた時期です。津軽平野だけでなく青森平野も開発が進展したので、弘前藩の生産力（石高）は、貞享検地後の元禄七年（一六九四）の記録では二九万六〇〇石に達していました。これは五所川原新田が始まる前の寛文四年（一六六四）の二倍近い石高です。

その後、第三期の開発休止期を経て、藩政後半から末期にかけての第四期の廃田復興期・小新田開発期に至ります。天明飢饉による田畑の被害からの復興と、藩政末期の嘉永五年（一八五二）に行われた十三湖南岸千貫崎の藩営開発が知られています。

以上、時期区分をもとに領内の新田開発をおおざっぱに見てきましたが、五所川原市の大半は、第一期と第二期の間に開発されました。

## 2 郷村帳に見える村落

弘前藩が幕府へ提出した領内の村名・村高を記載した帳簿である郷村帳ごうそんちょうによって新田開発期の村のあゆみのあらましを知ることができま

二。二代信枚から三代信義に代替わりした直後の正保二年（一六四一）の「津軽知行高之帳ちぎやうだかのちよう」には、五所川原地域の新しい村が次のように記録されています。

（本村六カ村）

原子村、神山村、金山村、喜良市村、金木村、十三村

（新田二二カ村）

中泉村、前田之目村、高野村、持籠沢村、下新里村、戸沢村、飯詰村、下岩崎村、七ツ館村、唐笠柳村、狐鼻村、五所川原村、沖飯詰村、中柏木村、嘉清村、小田川村、蒔田村、相打大田村、板割沢村、相打村、磯松村、脇本村

右の「津軽知行高之帳」で分るように、五所川原市内ではこの時期津軽山地梵珠山西麓の台地、すなわち下ノ切通沿いに早くから集落ができていたことがわかります。同時に平野部にも少しずつ新田村ができています。

「陸奥国津軽郡高辻村々牒むつのおくにちぎやうぐんたがつしむらちちよう」（寛文四年・一六六四）に記された市内の村々は次のとおりです。

（本村七カ村）

高野村、原子村、神山村、金山村、喜良市村、金木村、十三村

（正保二年以後の新田二二カ村）

前田野目村、持籠沢村、野里村、松野木村、戸沢村、平町村、飯詰村、七ツ館村、広田村、真黒屋敷村、姥菰村、湊村、唐笠柳村、壱野坪村、喰川村、桜田村、嘉勢村、小田川村、野崎村、川倉村、相打村「津軽郡郷村帳」（貞享元年・一六八四）に記された市内の村々は次のとおりです。

（本村二八カ村）

前田野目村、高野村、持籠沢村、原子村、野里村、神山村、松野木村、戸沢村、平町村、飯詰村、七ツ館村、広田村、真黒屋敷村、姥菰村、湊村、唐笠柳村、金山村、壱野坪村、喰川村、桜田村、嘉勢村、小田川村、喜良市村、野崎村、金木村、川倉村、相打村、十三村

（寛文四年以後の新田二二カ村）

鞠野沢村、羽野木沢村、福岡村、石田坂村、朝日沢村、石岡村、吹畑村、二本柳村、漆川村、天神村、川代田村、石畑村、太刀打村、五所川原村、川山村、沖飯詰村、毘沙門村、小栗崎村、板割沢村、磯松村、唐皮村

## 3 五所川原新田の開発

小知行主体の開発によって、旧五所川原地方ではいまの集落の大半ができていました。残されたのは、岩木川沿いの地域と市の東南にあたる十川と松野木川間の低湿地（俵元新田地域）の二つでした。岩木川沿いは、小知行派立の手が施されましたが途中で藩の援助を受ける御蔵新田に切り替え、さらに藩主導の藩営新田となりました。藩士鳴海勘兵衛が派立頭はたがしらに任命されて、寛文五年（一六六

五) から一二年を要して延宝四年(一六七六)に完成した五所川原新田です。この開発によって、岩木川右岸に一五カ村ができました。①湊(貞享四年半田と改名) ②福川(貞享四年湊と改名) ③五所川原 ④川端(貞享四年喰川と改名) ⑤大曲(貞享四年柏原と改名) ⑥中泉(貞享四年平井と改名) ⑦長橋 ⑧新宮 ⑨砂持場(貞享四年種井と改名) ⑩円満館(貞享四年田川と改名) ⑪長渡浪(貞享四年川元と改名) ⑫佐組(貞享四年赤堀と改名) ⑬前田(貞享四年高瀬と改名) ⑭鶴ヶ岡 ⑮大泊(貞享四年藻川と改名) もう一つの俵元新田の開発については後に述べます。

#### 4 地方支配

寛文四年(一六六四)五月一二日平賀・鼻和・田舎の三郡を津軽郡の一郡に統合し、元の郡を平賀・鼻和・田舎の三庄に改称しています。その境界については変更ありませんでした。

当時は青森、鱒ヶ沢、深浦、十三、蟹田、今別の各湊と、碓ヶ関、大間越、野内の各関所の総称を九浦と称していました。この中で青森、鱒ヶ沢、深浦、十三を特に四浦と称しています。九浦にはそれぞれ町奉行をおき、管轄地域を支配しました。

十三町奉行最初の任命は延宝五年(一六七七)となっています。

津軽領内に代官支配地域として設けられた行政区画を遣けんといいます。代官役所は代官遣目といます。

遣の設置年代ははっきりしませんが、「弘前藩序日記」寛文二年

(一六六二)九月三日条に遣の記事が登場します。

遣は寛文四年四月四日には一七遣とみえ、寛文一二年八月一二日にはそれまで二二遣あったものを一五遣に改めており、延宝七年(一六七九)八月二二日には五所川原遣を含め一四遣、天和元年には一六遣となっており、時代によって遣の数には変動があります。五所川原市域は最初三千石遣(三カ村)と下ノ切遣(八三カ村)に属していました。

五所川原遣の初見は延宝七年ですが、下ノ切遣から独立したのは、五所川原御代官に鳴海勘兵衛が任命された延宝三年(一六七五)九月一二日と推定されます。

「御代官所村家人数之帳」(天和三年・一六八三)に記された遣ごとの市内の村々は次のとおりです。

○三千石遣 四七カ村が属し、内五所川原市域は次の三カ村で、残り四四カ村は他市町に属しますので省略します。代官所在地は板屋野木村(板柳)です。

下柏木村、下柏木地子新田、蔀ヶ平村

○下ノ切遣 一〇五カ村が属し、五所川原市域は次の八三カ村で、残り二二カ村は他市町に属しますので省略します。代官所在地は飯詰村です。

丸ノ沢村、丸ノ沢漆新田、前田ノ目村、前田ノ目村新田、高野村、高野村漆新田、高野村御伝馬新田、持子沢村、持子沢漆新田、羽野

木沢村、羽野木沢漆新田、羽野木沢地子新田、原子村、原子村漆新田、沖館村、沖館村御蔵新田、野里村、神山村、杉新田、杉地子新田、田越村、新里村、松野木台村、松野木台地子新田、松野木台御蔵新田、中師村、石田坂村、戸沢村、平町、朝日沢村、飯詰村、味噌ヶ沢村、味噌ヶ沢地子新田、味噌ヶ沢漆新田、漆新田、岩崎村、七ツ館村、七ツ館御蔵新田、広田村、万五郎屋敷村、石岡村、吹畑村、唐笠柳村、二本柳村、漆川村、金山村、野崎村、田中村、悪戸村、天神村、川代田村、狐鼻村、狐鼻地子新田、壱ノ坪村、石畑村、太刀打村、尻無御蔵新田、河山村、沖飯詰村、桜庭村、毘沙門村、中崎村、中野村、中柏木村、鳥屋野村、嘉瀬村、嘉瀬村地子新田、中嘉瀬村、小田川村、小田川村地子中新田、吉良市村、野崎村、野崎村上御蔵新田、牧渡新田、金木村、川倉村、川倉新田、大田村、板割沢村、相内村、磯松村、干川村、脇本村

○五所川原遣 一七カ村が属しており、代官所在地は川端村です。  
姥ヶ袋村、永岡村、十川村、湊村、五所川原村、川端村、中泉村、大曲村、長橋村、砂持庭村、円満館村、長渡浪村、左組村、前田村  
(大泊村―記載漏れ)、川添村、田中村

「御代官所村家人数之帳」に記載された村々が当時の成立状況を全て示しているわけではありません。金木村にはソデ柳村、妻神村、居升村、不動林村がありました。「御代官所村家人数之帳」に洩れた小集落(支村・枝村・新田村)が他にも数多かつたものと推定されます。また中には現在地が不明なものもかなりあります。

「御代官所村家人数之帳」に記載された新田は開発の実態に即して呼称がつけられていました。

地子新田は畑のみの新田、または地子銀(宅地税)を納入する地町場、漆新田は漆の植栽を目的とした新田、御蔵新田は御蔵派立のこと、御伝馬新田は伝馬役を務める百姓を取り立てることを目的とした新田と考えられます。

## 六 貞享検地と地名

### 1 貞享検地

貞享元年(一六八四)二月から同四年まで津軽領内統一検地を実施しました。これは貞享検地と呼ばれています。

貞享検地は、弘前藩が領内の生産力を正確に把握するために全領にわたって実際に測量を行った竿入検地です。その結果はすべて村ごとに検地水帳として整備され、弘前図書館で閲覧できるように保管されています。貞享検地の記録は、藩の年貢徴収の基本台帳となったといわれます。したがって、それに備えた細かな事項が丁寧に記録されています。検地着手に当たっては、検地役人を案内する村役人や庄屋に役目を忠実に果たすことを宣誓させています。隠し田の摘発に大きなねらいがあったことが分かります。また先に庄屋に提出させていた「天和の書上」には面積の単位が「人役」となっていたのに対して貞享検地水帳では「町・反・畝・歩」で記録しています。しかも測量用の検地竿を、従来の一間〓六尺三寸を六尺一寸

に縮小しています。同じ面積が検地水帳には大きく記録される仕組みです。またこのときから、一辺が六尺一寸の方形で一步(坪)、三〇歩で一畝、三〇〇歩で一反と統一しています。

## 2 村落の再編成

小集落は、貞享検地を機に村落の統合、分立が行われ、新たな村に再編成されました。

飯詰村では枝村の朝日沢村、平町村が独立し、大坊村、味噌ヶ沢村などは独立することなく親村飯詰村に組み込まれています。

また金山村の例をみると、親村の金山村から枝村の川代田村、天神村が独立し本村となりましたが、野崎村、宮田村、田中村、悪戸村は独立することなく金山村の中にとどまっています。

いったんは統合となったものの野崎村、宮田村、田中村、悪戸村のように今なお通称名として生きている地域もあります。

喰川村の枝村柏原村・平井村などのように藩に認知され検地水帳に記載された枝村もあります。これらは享保一年(一七二六)になつてから独立し、本村に取り立てられることとなります。

## 3 字名の整理

この貞享検地ではこれまでの字名(下ゲ名)が整理され、新しい字名に変更され現在に引き継がれています。

例として貞享元年(一六八四)の「飯詰村天和の絵図」では三三三字名がみえますが、検地水帳では九つに整理されています。うち四

つ(清野、石田、森越、白幡)がそれ以前から使用されていたものを継承しており、五つ(みなせ、狐野、沢田、桜田、かけひ沢)は新しく作られたものと思われまます。

また貞享元年の「金山村絵図」では四七字名がありますが、検地水帳に記載されたものはなく、継承されたものは一つもありません。これは原子村、前田野目村、毘沙門村絵図においても同様です。

字名の起原を考えると、検地以前から使用されていた字名を継承したのは数少なく、ほとんどは貞享検地の時に新しく命名されたものと考えられます。

## 4 組の成立

貞享四年(一六八七)五月、三カ年にわたる総検地が終了し、在方行政機構の改革を行い、遣にかわり領内を二五に分割した組ぐみが新たな代官所支配単位として設けられました。五所川原市域は柏木組、広田組、飯詰組、金木組、藤代組に属していました。

貞享四年(一六八七)の組分けは次のとおりです。

○柏木組かぢわきぐみ 本村一三カ村、枝村四カ村の計一七カ村で、代官所在地は柏木村(板柳町)です。五所川原市域は次の二カ村です。

瀬良沢村の枝村深井村、横范村の枝村梅田村

残り一五カ村は他町に属しますので省略します。

○飯詰組 本村は二二カ村、枝村四カ村、計二六カ村が属します。

(一)は枝村で代官所在地は飯詰村です。

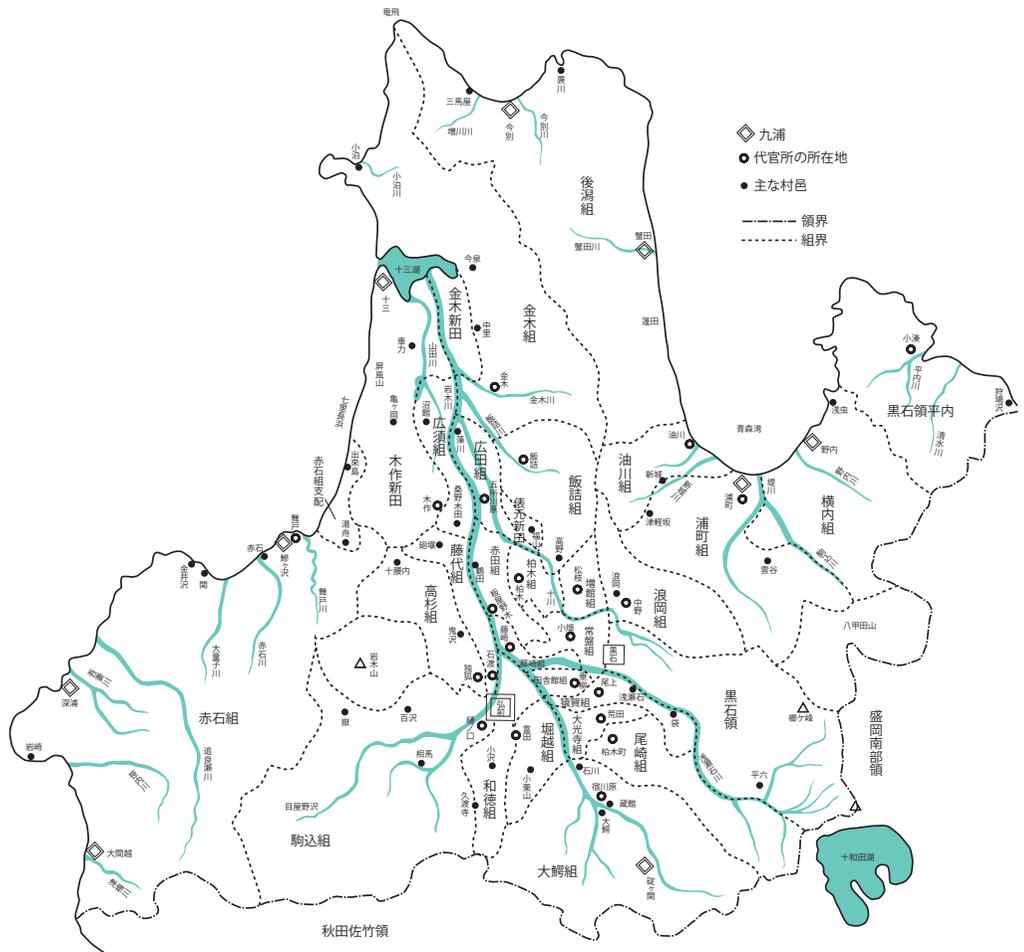


図1 陸奥国津軽郡 組分・村邑・河川要図 (『続つがるの夜明け中巻』を一部改編して引用。)

石沢村、鞠野沢村、前田野目村、高野村、持籠沢村、羽野木沢村、原子村(俵元村)、野里村、神山村、福岡村(平田村)、松野木村(若山村)、石田坂村、戸沢村、平町村、朝日沢村、飯詰村、金山村、天神村、川代田村、老野坪村、石畑村、太刀打村(桃崎村)、石沢村は享保一一年(一七二六)に下石川村に改称しました。現在は青森市です。

享保一一年、老野坪村から分立した独鼻村が加わります。

○広田組 本村二三カ村、枝村五カ村の計二八カ村が属します。( )は枝村、代官所所在地は喰川村です。五所川原村、喰川村(平井村・柏原村)、七館村、広田村、真黒屋敷村(岡田村)、姥泡村、湊村(半田村)、石岡村、吹畑村、唐笠柳村、二本柳村、漆川村、新宮村、長橋村、種井村、川山村、沖飯詰村、桜田村、田川村、赤堀村(川元村)、高瀬村、鶴岡村、藻川村

文化年間(一八〇四〜一七)に福井村が加わります。

○金木組 本村二〇カ村で、代官所所在地は金木村です。

岩崎村、毘沙門村、中柏木村、嘉勢村、小田川村、喜良市村、野崎村、小栗崎村、金木村、川倉村、鏡村、板割沢村、相打村

残り七カ村は中泊町所属のため省略します。

享保一二年（一七二七）脇本村、唐皮村、磯松村が藤代組から編入されます。

文化年間（一八〇四〜一七）に長富村が加わります。

○藤代組 本村二八カ村、枝村五カ村の計三三カ村が属します。代官所在地は石渡村（弘前市）です。五所川原市域では次の三カ村です。

脇本村、唐皮村、磯松村

残り三〇カ村は他市町に属しますので省略します。

享保一二年（一七二七）脇本村、唐皮村、磯松村三カ村を金木組へ編入しています。

## 5 村名改称

貞享検地が終了するとともに村名の改称が次の二カ村で行われました。

下柏木村↓梅田村	沖館村↓俵元村	新里村↓平田村
松野木台村↓松野木村	中師村↓若山村	岩 村↓岩崎村
桜田村↓岡田村	十川村↓湊 村	湊 村↓半田村
川端村↓喰川村	中泉村↓平井村	大曲村↓柏原村
砂持庭村↓種井村	円満館村↓田川村	長渡浪村↓川元村
左組村↓赤堀村	前田村↓高瀬村	大泊村↓藻川村
万五郎屋敷村↓真黒屋敷村	中嘉瀬村↓小栗崎村	大田村↓鏡村

## 七 三新田の開発

新田開発が津軽平野の中心部から岩木川下流域の低湿地に及ぶにつれ、資金や工事等を藩が主体として遂行する藩営新田があらわれました。五所川原新田、広須新田、金木新田、俵元新田がそれぞれ、延宝から元禄（一六七三〜一七〇三）にかけて登場することになりました。

### 1 広須新田の開発

広須新田は津軽平野の北西部岩木川下流域左岸に位置しています。同新田は寛文年間（一六六一〜七二）に始まっていたものの大規模な土木工事が必要とし、天和元年（一六八一）に藩営新田に切り替えています。享保一二年（一七二七）に至りようやく開発のめどが立つようになりました。

広須新田最大の灌漑施設の土淵堰どゑんげきは当初長瀬堰と称し、正保二年（一六四五）に開削されたといわれます。寛文六年（一六六六）には堰口を中崎（弘前市）に設置し、延宝二年（一六七四）岩木川の堀替えに伴い長瀬堰を復旧し、土淵大溝とよばれましたが、同五年（一六七七）に土淵堰と改称しました。四七〇haの灌漑面積をもち、幹線水路は野木分水まで約二〇kmとなっています。

また、岩木川の築堤、川筋の堀替えなどの改修工事が進められました。さらに日本海に面した砂丘へ防風林の設営、すなわち屏風山の植林は天和二年（一六八二）に始まり宝永年間（一七〇四〜一

○)に一応の完成をしています。

これらにより大幅に耕地の拡大をみることになり、津軽最大の広須新田一二六カ村が誕生することになりました。

## 2 金木新田の開発

金木新田は津軽平野北部、岩木川右岸、金木川以北に位置します。金木地区では、正保二年の「津軽知行高之帳」に六カ村、さらに貞享四年の「検地水帳」にも八カ村の村名が出ていますが、平地では蒔田だけでほかには開発が及んでいなかったと見えます。岩木川下流のこの地域に藩営開発が展開されたのは、四代藩主信政の治政期でした。

金木新田の開発にあたった鳴海勘兵衛は五所川原新田の派立頭を務めた功績が評価されて、藩営金木新田の開発にも起用されたといわれます。元禄十一年(一六九八)に着手し享保十二年(一七二七)に完成しました。

同新田の開発は藤枝溜池、大沢内溜池の造成、岩木川堤防の築造などの大規模な土木工事を伴って行われました。次の新村一八カ村が記録されています。

神原村、蒔田村(元川口)、藤枝村(元桜井)、芦部村、豊岡村、今岡村(元豊田)、福浦村、川内村、田茂木村、福井村、大沢内村、久米田村、八幡村(元大里)、舟岡村、宮川村、芦野村、富野村、豊島村

## 3 俵元新田の開発

俵元新田は、津軽平野中部、岩木川中流右岸内陸部に位置し、弘前藩の直営開発の一つとして、飯詰組代官であった阿部亦右衛門の企画により、宝永元年(一七〇四)に着手し二四年後の享保十二年(一七二七)に完成した新田です。途中で企画者の阿部が失脚した経緯もありましたが目的は達せられ、元文元・二年(一七三六・三七)の検地では次の新村八カ村が記録されています。

豊成村、浅井村、福山村、富舛村、末広村、水野尾村、富川村、米田村

## 4 本村への取立

享保十一年(一七二六)と十二年(一七二七)に郷村改ごうそんあたらめを実施し村の分立、本村への取立、村名の改称を行っています。

貞享検地の際枝村扱いになっていた次の二カ村を本村へ取り立てています。

(一)は親村

梅田村(横菟村)、中泉村(瀬良沢村)、俵元村(原子村)、下新里村(福岡村)、若山村(松野木村)、岡田村(真黒屋敷村)、半田村(湊村)、独鼻村(一野坪村)、桃崎村(太刀打村)、平井村(喰川村)、柏原村(喰川村)、川元村(赤堀村)

## 5 村名改称

古村や新田にある同村名との名称の混同を避けるため村名の改称

を八カ村で行っています。

深井村↓中泉村 平田村↓下新里村 安田村↓浅井村

生田村↓米田村 岩崎村↓下岩崎村 川口村↓蒔田村

桜井村↓藤枝村 鏡村↓相打大田村

享保一一年（一七二六）独鼻村を荻野坪村より仕分けし、分立させています。

享保一二年（一七二七）藤代組の脇本村、唐皮村、磯松村の三カ村を金木組へ編入しました。

享保一六年（一七三一）小曲村で検地が行われています。

## 6 元文検地

天和元年（一六八一）から新田開発に取り組んできた広須新田や元禄末期から進められてきた金木新田、俵元新田などの新田開発地に対する総検地が元文元年（一七三六）と二年に実施されました。

元文検地を受けた村々は本村として取り立てられています。

元文検地では貞享四年（一六八七）検地と同じく田畑に字名が新しくつけられました。

宝暦四年（一七五四）六月俵元・金木・広須新田の三新田が組扱いとなりました。同時に広須新田を広須組と木作新田に区分けしています。

広須組六二カ村の内、五所川原市域では小曲村の一カ村が属していません。

俵元新田には豊成村、福山村、浅井村、水野尾村、富舛村、末広

村、米田村、富川村の八カ村が属していました。

金木新田には一八カ村の内、五所川原市域では蒔田村・神原村・藤枝村・芦部村の四カ村が属していました。

## 八 飢饉と荒廃田復興

天明三・四年（一七八三・四）、弘前藩は深刻な大凶作に襲われました。天明の飢饉といわれ、総人口の三分の一を超える八万人の大量の餓死者を出しました。二万町歩を超える荒廃田畑を出し、これは全田畑総面積の三分の二が荒廃したことになります。このため大きな打撃を受け廃村になるものも出てきました。五所川原市域では天神村、鞠野沢村、唐皮村が廃村となっています。

弘前藩は天明の飢饉の後を受けて備荒貯蓄を実施しています。また、廃田の復興を目指し藩土土着政策をとりましたが失敗に終わっています。

享和二年（一八〇二）一〇月三日九代藩主津軽寧親は木造新田を巡見の後荒廃田開発につき布令を出しています。翌三年から廃田復旧に本格的に乗り出しました。それと合わせて新田開発にも着手しています。

文政六年（一八二三）三月二五日調べによると、五所川原市域では享和〜文政年間（一八〇一〜二九）までに新しく開発した村は次のとおりです。

・文化六年（一八〇九）長富村

・文化年間（一八〇四～一七） 福井村

・下松野木（通称大開）

・下藻川

慶応二年（一八六六）に藻川地内に成戸村が開発されましたが、五所川原市域では、江戸時代最後の開発となりました。明治三年（一八七〇）に藩主津軽承昭によって成戸と命名されたものの、明治二年（一八九二）には水害に耐え兼ね廃村となりました。

## 九 地方行政制度の整備

明治四年（一八七二）七月一四日の廃藩置県から地方行政制度はめまぐるしく変化していきました。ここではそれを概観してみたいと思います。

廃藩置県の当時県内には、弘前・七戸・八戸・黒石・斗南・館の六県がありました。これらの県は同年九月四日弘前県に統合されました。同年九月二三日には青森県と改称し県庁は青森に移転しました。

明治五年（一八七二）二月戸籍区制が敷かれ、津軽を四三区に分け、一区は数カ村規模で構成しました。五所川原市内は五区・三区・三三区～三九区に属し、各区に戸長・副戸長が配属されました。

明治六年（一八七三）三月、戸籍区制を改めて、大区小区制が敷かれ、県内を新しく一〇大区七二小区に区分けしました。五所川原市内は五大区二小区・四小区～九小区、四大区六・八小区に属して

いました。五大区は後の北津軽郡、四大区は西津軽郡に相当します。大区に区長、小区には戸長・副戸長を配置しました。五所川原には五大区役所が設けられました。小区の区分けは戸籍区と同じになっています。

明治十一年（一八七八）一〇月三〇日には、大区小区制が廃止され郡区町村制が敷かれ、大区を郡とし津軽地方には東・西・中・南・北津軽郡の五郡が、南部地方には上北・下北郡・三戸郡の三郡、合わせて八郡が青森県に誕生しました。

五所川原には北津軽郡役所が設置されました。五所川原市内の村々は北津軽郡と西津軽郡に属していました。また、一～三カ村毎に戸長用所（明治一二年一月戸長役場と改称）が設けられ戸長が配置されました。

明治一六年（一八八三）七月組合町村制が施行され、数カ村をもつて一組合を編成し、組ごとに戸長を配置し、役場は「北津軽郡第一組戸長役場」などと称しました。五所川原市内は北津軽郡第一組・第三組・第八組～一六組・第二〇組・第二一組、および西津軽郡第一四組・第一九組にそれぞれ属していました。

明治一七年（一八八四）一月には組合を番号で呼ぶのを止め、戸長役場所在地の村名を頭につけ、「飯詰村外一ヶ村戸長役場」などと名称を変更しました。

五所川原村、喜良市村、十三村は単独で構成されていたため、「五所川原村戸長役場」などとなりました。

組合町村制度は市制町村制施行によって新しく市町村が誕生する

明治二二年（一八八九）まで続きました。

## 十 地租改正と地名

明治維新を迎え近代国家の歩みを始めた明治政府はさまざまな近代的改革を実施しました。その中に地租改正があります。地租改正とは主として江戸時代の米による税（年貢）の物納を金納にあらためた土地税制改革です。

これを行うに当たり土地の地目・面積・収益性、所有者を確定するため大規模な測量が行われました。青森県における地租改正の作業は、明治七年（一八七四）一月に着手され、明治九年（一八七六）五月に終了しました。

この地租改正に伴い地名においても次のようないくつかの変革が生じています。

①江戸時代の五所川原市域に三五八あった字名が三一五に統廃合が行われ整理されています。字名は江戸時代からあるものが基本的に継承して使用され、田畑のみならず宅地にも字名がつけられました。

②字ごとの宅地田畑に一から番号が振られ、地番が発生しました。

③明治九年五月地租改正の終了と同時に村の統廃合が行われ、江戸時代の五所川原市域に八九あった村が五八となっています。現在使われている大字の名称と範囲が確定しました。

④いったんは村の統廃合が行われたものの、中には廃止された地名が通称地名として生き続けている地域もあります。

名が通称地名として生き続けている地域もあります。

⑤宅地においては、明治五年（一八七二）に成立した戸籍で使用されている「梅田村六五番戸」と、今回地租改正により成立した「梅田村字平野三七番地」などが明治二二年（一八八九）頃まで併用されました。

## 十一 市制町村制度と地名

明治政府が確立を急いでいた地方自治制度は、戸籍区制、大区小区制、郡区町村制、組合町村制とめまぐるしく変化し、試行錯誤の状況が続いていました。

数字で表記する行政区画は、村名などの固有名詞を冠したものでなかったため、なじみが薄く長続きしなかったともいえます。

明治二二年（一八八八）四月一日市制・町村制が公布され、約三〇〇〇〇戸を標準規模とした町村が誕生しました。いわゆる「明治の大合併」が行われ、県内に一市五町一六五カ村の地方自治体が成立し、明治二二年四月一日施行され、現在まで続いている近代的地方自治制度がスタートすることになりました。

現在の市域で関係する村は、北津軽郡内に五所川原村・梅沢村（五大字）・七和村（七大字）・長橋村（七大字）・飯詰村（二大字）・栄村（五大字）・松島村（九大字）・中川村（七大字）・三好村（三大字）・金木村（五大字）・嘉瀬村（四大字）・喜良市村・相内村（二大字）・脇元村（二大字）が属し、また、西津軽郡内には十三村・



## 十二 昭和の大合併と地名

戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防、社会福祉、保健衛生関係の新しい行政事務が地方自治体に求められるようになりました。地方自治の基盤の強化をはかるため、昭和二八年（一九五三）一月一日、町村合併促進法が施行されました。町村の規模をおおむね八〇〇人以上の人口となることを標準として小規模町村の合併を行い、町村数は約三分の一に減少することを目指しました。いわゆる昭和の大合併と呼ばれています。

旧五所川原市においては、次のような合併が行われています。

昭和二九年（一九五四）一月一日 五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村の一町六カ村が合併して市制を施行し、五所川原市が誕生しました。

同三〇年三月一日、嘉瀬村大字毘沙門を編入

同三一年八月一〇日、金木町大字長富を編入

同三一年九月三〇日、七和村（大字下石川を除く）を編入

同三一年十一月一日、鶴田町大字梅田・中泉を編入

同三三年四月一日、木造町大字小曲を編入

住居表示は関係町村名を廃止し、大字・字名は従来どおりとしました。五所川原市役所所在地は、五所川原市字旭町五三番地となりました。それ以外は五所川原市大字吹畑字藤巻二四番地（松島支所所在地）などとなりました。また、合併後の昭和四二年に松島町、昭和五二年にみどり町、昭和五五年に若葉が新しくでき、大字、字

のない五所川原市みどり町四丁目一三〇番地（コミュニティセンター所在地）などとなり、住居表示の仕方は三種類になりました。

旧金木町では昭和三〇年（一九五五）三月一日金木町、喜良市村、嘉瀬村の一町二カ村が合併し、新制金木町が誕生しました。関係町村名を廃止して、従来の大字、字は旧来どおり呼称しますが、喜良市村は村名をもって大字としました。

金木町役場所在地は、金木町大字金木字朝日山三二三番地となりました。

旧市浦村では昭和三〇年三月三十一日、北津軽郡相内村・脇元村、西津軽郡十三村の三カ村が合併し、新村名は市浦村としました。関係町村名は廃止し、大字及び字は旧来どおり呼称しました。ただし、十三村の場合は大字名を十三としました。市浦村役場所在地は、市浦村大字相内字相内七九番地二となりました。

## 十三 平成の大合併と地名

国は昭和の合併後も市町村合併特例法を制定し、市町村合併を継続させようとした。この法律はその後も延長・改正がされてきました。市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）が平成一六年五月二六日に公布され、市町村合併を強力に推進しました。市町村合併により、基礎的自治体である市町村の規模の適正化や行財政基盤を強化することを目的としていました。

このような中で平成一七年三月二八日、五所川原市、金木町、市

浦村の三市町村が合併しました。合併の形式は新設合併とし、新市の名称は「五所川原市」としました。

合併に伴う、町・字名の取扱いについてみると、旧五所川原市の町・字の区域及び名称は現行どおりとしました。

旧金木町の町・字の区域は現行のとおりとし、現行の名称から「大字」「小字」「金木」の文字を除いた名称の前に「金木町」を冠した名称としました。「金木町」は「かなぎちよう」と読み、金木地区では次のような二種類の住居表示になりました。

五所川原市金木町朝日山三一九番地一（金木総合支所所在地）

五所川原市金木町嘉瀬端山崎七六番地一

（嘉瀬コミュニティセンター所在地）

旧市浦村の町・字の区域は現行のとおりとし、現行の名称から「大字」「小字」の文字を除いた名称としました。ただし、「大字相内字相内」は「相内」としました。このため、市浦地区では、次のような二種類の住居表示になりました。

五所川原市相内三四九番地一（市浦総合支所所在地）

五所川原市十三深津一八七番地一

（十三コミュニティセンター所在地）

合併後間もない平成二二年八月二八日、五所川原に中央ができました。これが最も新しい地名の誕生となっています。

## 第二節 自然地名

五所川原市の主要地域は津軽平野に立地しています。ひとくちに津軽平野といっても、地形的特徴から、次の三つの地域からできていて、これら三つをまとめて津軽平野と言っています。すなわち、藤崎町より南の扇状地の組み合わせからなる低地、藤崎町から五所川原までの自然堤防と後背湿地の組み合わせからなる低地、そして五所川原以北の広大な低湿地からなる三角州性堆積低地で、五所川原市の主要地域は三つ目の三角州性低地にできています。

津軽平野をつくってきた主な河川は岩木川ですが、ほかに平川、浅瀬石川、十川などの河川の働きもありました。

五所川原市の東は、梵珠山地を境に蓬田村と青森市、西は岩木川を隔ててつがる市、南は鶴田町、北は中泊町と接しています。また、市浦地区の東は、外ヶ浜町、中泊町、北は中泊町、外ヶ浜町、今別町と、南は中泊町、つがる市が境となっており、西は日本海と接しています。

岩木川の源は青森・秋田県境白神山地の雁森岳（標高九八七m）にあり、弘前市付近で流れを北に変え、平川、浅瀬石川、十川等の支流を合わせて津軽平野を貫流し、砂州の成長によってできた潟湖・十三湖に流入した後、日本海に流出しています。流路の長さは一〇二km、流域面積二五四〇km<sup>2</sup>の一級河川で、八戸の馬淵川とともに県内二大川となっています。馬淵川と比べて流路は短いものの、流域面積が大きく、かつ平地が広いのが特色です。

岩木川の河口が開く十三湖は、縄文時代前期頃は「古十三湖」といわれる五所川原付近まで広がっていた大きな潟湖（せきこ）でしたが、現在のような十三湖になったのは平安時代初め頃です。十三湖に注ぐ岩木川河口にできた三角州は典型的なもので教科書にも載りましたが、現在は圍繞堤（いりょうてい）（三角州のまわりを取り囲む堤防）により干拓され、過去のような三角州は見られなくなりました。水深は浅く、深いところで3m、面積は明治時代初め頃は四八八〇haありましたが、河川による埋積や干拓が行われて現在は一七七〇haと縮小しています。

五所川原市東側の津軽半島を東西に分ける背骨に当たるところは津軽山地と呼ばれ、津軽山地のうち大倉岳（標高六七七m）を最高として、魔の岳（四七四m）、馬の神山（五四九m）、梵珠山（四六八m）、源八森（三三二・五m）、又白山（一四二・一m）などからなる部分は梵珠山地といわれており、ここから西へ向かって低くなり、大釈迦丘陵、前田野目台地、金木台地を経て、平野部となります。一方、五所川原市最北部の津軽山地をなす四ッ滝山（標高六六九・六m）、木無岳（五八七・三m）などからなる山地は中山山地とも呼ばれ、南へ向かって低くなり市浦台地をつくり、十三湖に至っています。

梵珠山地で知られる滝には飯詰の不動ノ滝、小田川の藤滝、喜良市小田川山母沢の七ッ滝、金木川の鹿ノ子滝があります。

森林では、日本三大美林のひとつである青森ヒバ林は、金木、喜良市、川倉の山林がその中核となっていますが、ヒバの伐採が進み、現在は供給量を公表しながら、需要に対して計画的に供給が行われ

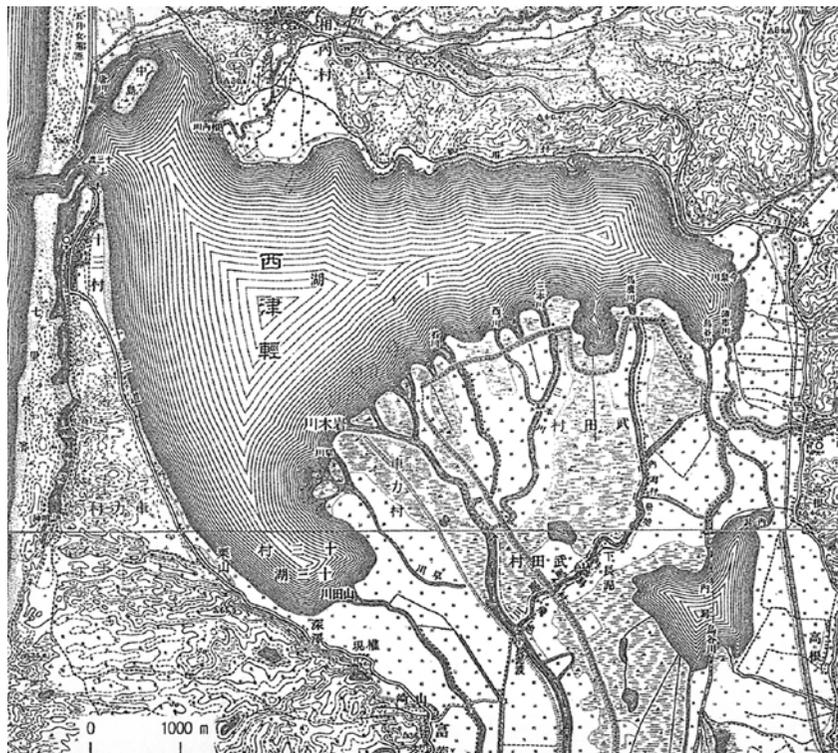


図3 岩木川下流の三角州（国土地理院5万分の1地形図 昭和14年 金木・小泊）

て資源維持に努めています。そのため一部植林もしていますが、ヒバの特性を生かし、天然更新の占める割合も大きいといえます。

### 第三節 人文地名

津軽地方の道路は、承応二年（一六五三）の「津軽領道程帳」つがるようぢょうぢょうぢょう（青森県「歴史の道」調査報告書）によると、城下町弘前を中心に放射状に造られていて、それらの通り（道路）は高杉通り、碇ヶ関通り、青森通りなど九つの通りが記されています。

五所川原市に関わる通りは、津軽山地西麓を南から北へ通る下ノ切通きりどおりで、羽州街道沿いの葛野村（藤崎町）並びに銀村しろむら（青森市）の両村を起点として、持子沢村もちこざわ（五所川原市）で合流し、飯詰村、中柏木村、嘉瀬村、喜良市村、金木村、中里村、今泉村、相内村、磯松村、脇元村を経て終点小泊村へ至る道です。現在五所川原市を通る県道三六号五所川原金木線並びに国道三三九号の一部は、基本的に下ノ切通をもとに整備されたものです。

交通の主役は道路ですが、ほかに渡わたし、橋などがあります。渡では元禄年間（一六八八～一七〇三）の記録に十三渡が見られ、安政年間（一八五四～五九）（一八五四～五九）、岩木川の渡には赤堀、藻川、神原が記載されており、十三渡が古くから行われていることが分かります。明治一四年（一八八一）の『青森県治一覽表』に岩木川の渡として、五所川原村五所川原渡（水幅一二六m）、中川村田川赤堀渡（水幅一八〇m）、三好村藻川渡（水幅一六二m）、金木村神原渡（水幅八六m）、十川の渡では五所川原村尻無渡（水幅四七m）、十三湖には十三渡（水幅五〇四m）がありました。

川の対岸との往来は歩いて渡るのが大部分で、舟渡は一部でした。

橋となれば極めて稀でした。天和年間（一六八一～八三）十川に姥菴橋（五所川原）が架けられましたが、安永八年（一七七九）の洪水で流失し、しばらく仮橋でしのいだ後、寛政八年（一七九六）に永代橋えいだいが架けられました。明治時代初期の十川に架けられていた橋に姥菴橋のほかに広田橋があります。金木川では金木橋が架けられていました。乾橋いぬい（五所川原）は明治一七年、県費で長さ七六間（約一五二m）、幅三間（約六m）の橋が新たに架けられています。

津軽平野の開拓・稲作には用水確保が欠かせませんでした。

藩政期に造られた主な溜池をあげると、

記録によつて一様で

ありませんが、慶長

年間（一五九六～一

六一四）後半、長

橋はし・金山大溜池かねやまのおためいけが造

られています。その

後、元禄年間（一六

八八～一七〇三）に

藤枝溜池かじた（川倉）、

文政年間（一八一八

～二九）に二ノ沢溜にのさわ



図4 藤枝溜池

池（五所川原市長富）、清久溜池（五所川原市嘉瀬）が築造されています。それ以後になると、小河川の谷の出口を堰き止めた溜池が各地に造られ、用水として利用されていきます。

灌漑用水堰には、四代藩主信政の時代に五所川原・鶴田地方の新田灌漑用排水のために開削した五所川原堰（元禄四年・一六九一年に完成）があります。この堰は藤崎町白子の平川右岸から取水し、鶴田、六郷、栄、五所川原、中川、三好といった五所川原地方の水田を潤しています。ほかに俵元新田開発のため開削された排水を主とした阿部堰があります。宝永元年（一七〇四）から始まったこの事業は、開発地一帯は池沼が多く低湿地のため困難を極め、二四年という年月を要して享保一二年（一七二七）完成しました。この完成によって豊成・福山・浅井・水野尾・富升・米田・末広・富川の八カ村ができています。

昭和三〇年（一九五五）代から日本の経済は発展し、上水道および工業用水等の水需要が増え、水源確保の必要から多目的ダムが建設されていきます。昭和四八年（一九七三）に飯詰ダム、昭和五四年（一九七九）小田川ダムができました。

地域各集落の神社は祖先が生まれた土地の守り神として集落の草創以来産土神を祭って信仰し生活と一体化していました。

鎌倉時代の頃から、武神としての信仰面が強い八幡信仰が浸透し、八幡宮が勧請されていきます。津軽では津軽統一の頃から勧請が行われていき、五所川原地方では江戸時代前半に飯詰八幡宮（寛文五年再建ともいわれている）、五所川原八幡宮（寛文一〇年・一六七

〇年再興）、大永年間（一五二一～二六）に金木八幡宮が創立したといわれています。

また、室町時代から戦国時代にかけて伊勢信仰が高まり、各地に神明宮が勧請されるようになります。津軽でも藩祖為信が天照大神を伊勢から城内に勧請しています。江戸時代前半、市浦地区十三に十三神明宮（寛文四年勧請、延宝四年再興）、五所川原地区では五所川原神明宮（寛文四年）が勧請されています。ほかに、稲の霊力を神として祭るようになった稲荷信仰があります。青森県では藩政時代以降現代まで、現世利益の神として幅広く広がった信仰で五所川原地区では方々に創建されています。

五所川原市のおもな寺院をあげてみると、五所川原地区には末広町に喰川山龍泉寺（曹洞宗）、隆光山法永寺（日蓮宗）、光徳山玄光寺（浄土真宗）、元町に成田山大善院（真言宗）、川端町に願昌寺（浄土宗）、飯詰に長円寺（曹洞宗）等があります。金木地区には金山雲祥寺（曹洞宗）、金龍山南台寺（浄土真宗）、青蓮山妙乗寺（日蓮宗）、朝日山照蓮院（浄土宗）等があります。市浦地区には十三山湊迎寺（浄土宗）、湊栄山願龍寺（浄土真宗）があります。

五所川原地区の遺跡は、丘陵下部にはほんの一部が点在するのみで、ほとんどが津軽平野に面した台地（段丘）に存在しており、平野部には平安時代以降の新しい遺跡がみられます。数多くある遺跡の中で主なものとしては、旧石器時代では、古代から中世とされる福島城跡内郭から旧石器が出土しており、持子沢の隠川（2）遺跡からは旧石器の細石刃がでています。また、旧石器時代から縄文時

代への移行期のものとして金木の相野山遺跡があります。縄文時代では草創期の芦野（1）遺跡、前期の原子溜池（1）遺跡、中期の原子溜池（3）遺跡、後期・晩期の観音林遺跡、平安時代では丘陵部の鞠ノ沢窯跡、犬走（3）遺跡、平野部では十三盛遺跡、稲葉遺跡があげられます。

城館では市浦地区に平安時代後期に築かれたとされている福島城と唐川城跡があります。福島城は最近の発掘調査によって出土した遺物の時期と大土塁を造って計画的な町割が進められた十三湊遺跡の最盛期とが一致し、福島城は中世十三湊の時代に手を加え使われていたことが指摘されています。五所川原地区の中世城館では、浪岡北畠氏の家臣原子兵内兵衛の居城と伝えられる原子城、神山左京之助の居館である神山館跡、金山大溜池の北端にあり、戦闘用の臨時的館とみられている金山館、松野木にあり大きな空堀を巡らした長者森館跡、領域支配の拠点となる本城（根城）で朝日左衛門尉が城主であったとされる飯詰城があります。

五所川原地区の公園には南から持子沢の狼野長根公園、栄町の菊ヶ丘運動公園、松野木の長者森平和公園、飯詰の不動公園、金木地区では芦野公園が中心になっている芦野池沼群県立自然公園があります。

市浦地区の十三湖と七里長浜海岸北部は、津軽国定公園となっています。